

福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者 養成の見直し 29 <令和7年地方分権提案管理番号103>

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和7年7月4日

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

重点18:福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し
(厚生労働省)

福祉サービス第三者評価事業の概要

制度上の位置づけ

- ◇ **福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象に、外部の評価機関が評価を行う事業で、平成16年度から実施**
- ◇ **第三者評価を受審するかどうかは施設・事業所の任意**
 - ※ 児童養護施設や乳児院等の社会的養護関係施設では、自己の生活の場を行政により決定される措置制度等であることから、平成24年度より3年に1回の受審が義務づけ。
 - ※ 「里親支援センター」、「養子縁組あっせん事業」については、第三者評価の受審が義務づけ。
 - ※ 地域密着型サービスの「認知症対応型共同生活介護」については、運営基準で義務付けられている介護サービス外部評価制度を受審することで、福祉サービス第三者評価を受けたものと見なされる。

社会福祉法（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

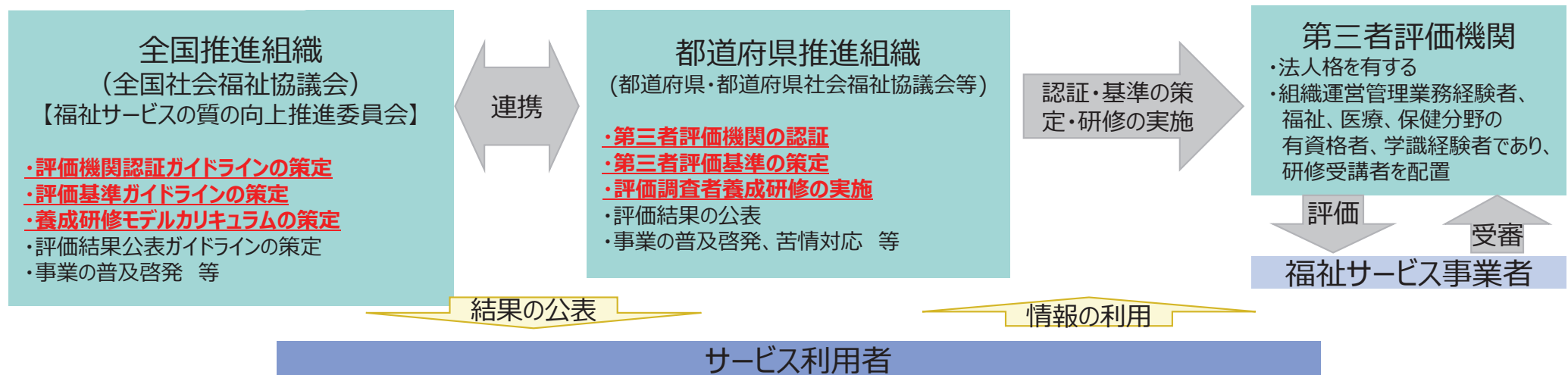
2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

評価結果の活用状況

30

- ◇ 受審施設・事業所における第三者評価結果の活用は、**自主性に委ねられている**
- ◇ 第三者評価結果は、通知上、受審施設・事業所の同意に基づき**評価機関が公表、さらに都道府県推進組織へ報告**することとされている
- ◇ 報告を受けた都道府県推進組織は、**評価結果を公表**することとされている。また、地域住民等への評価結果の周知等に努めることとされている
- ◇ 第三者評価結果の公表内容は、特に評価の高い点や改善点を示した総評及び各評価項目についての3段階評価結果とその判定理由が標準であるが、**各都道府県によりその内容は異なっている**
- ◇ **第三者評価を受審し、結果を公表している施設・事業所は措置費等の弾力運用や、監査の頻度緩和の要件とすることができる**

第三者評価制度の仕組み



福祉サービス第三者評価事業の目的、推進体制等

- 国は、福祉サービスの質の向上を支援するため、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を示し、当該指針において、全国推進組織を全国社会福祉協議会とするとともに、その行うべき業務を示している

福祉サービス第三者評価事業に関する指針（局長通知）（関連部分抜粋）

1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

（1）経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置付け

（略）社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、一義的には社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

（2）福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるこ

31 とを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

2 福祉サービス第三者評価事業の推進体制

（1）全国の推進組織

ア 業務

全社協は、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県における福祉サービス第三者評価事業の推進組織（以下「都道府県推進組織」という。）に対する支援を行う観点から、以下の業務を行うこと。

- ① 都道府県推進組織に関するガイドラインの策定・更新に関すること
- ② 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインの策定・更新に関すること
- ③ 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの策定・更新に関すること
- ④ 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインの策定・更新に関すること
- ⑤ 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドラインの策定・更新に関すること
- ⑥ 評価調査者養成研修等モデルカリキュラムの作成・更新その他評価調査者養成研修に関すること
- ⑦ 福祉サービス第三者評価事業の普及・啓発に関すること
- ⑧ その他福祉サービス第三者評価事業の推進に関すること

都道府県推進組織について

- 都道府県推進組織は、国の定める「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、第三者評価機関の認証要件・第三者評価基準を策定するとともに、評価調査者養成研修を行う。

都道府県推進組織に関するガイドライン（関連部分抜粋）

4 第三者評価機関の認証

(1) 第三者評価機関認証要件

都道府県推進組織は、別添2「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づいて、第三者評価機関認証要件を策定するものとする。ただし、都道府県の状況等を勘案して必要な場合には、「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

(2) 第三者評価機関の認証

都道府県推進組織は、第三者評価機関の申請を受け、都道府県推進組織が策定した第三者評価機関認証要件に基づき認証を行うものとする。

(3) 第三者評価機関の質の向上

都道府県推進組織は、質の高い第三者評価機関の確保のため、他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関についても認証を行うよう努めるものとする。

5 第三者評価基準及び第三者評価の手法

(1) 第三者評価基準

都道府県推進組織は、別添3「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び別添4「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」に基づいて、第三者評価基準を策定するものとする。

ただし、都道府県の状況等を勘案して必要な場合には、別添3「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び別添4「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

7 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修

都道府県推進組織は、第三者評価機関の評価調査者（評価調査者の候補を含む。）に対して、評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修を行うものとする。なお、カリキュラムについては別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にし、その講師は原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

都道府県推進組織の行う評価機関の認証について

- 都道府県推進組織が定める認証要件には、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修の受講が含まれている。
- 養成研修では、評価基準の各項目に関する考え方や、評価にあたっての判断のポイント等が含まれるため、評価基準の内容に応じて、都道府県毎に研修の内容も異なる。

福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン（関連部分抜粋）

1 第三者評価機関認証要件

（1）組織体制・規程等

① 法人格を有すること。

② 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。

ア 次のa又はbに該当する評価調査者をそれぞれ1名以上設置すること。

a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

3 b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

イ 評価調査者は、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し修了していること。

ウ その他

a 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。

b 一件の第三者評価に2人以上（②-ア- a又はbの双方を含む）の評価調査者が一貫してあたること。

③ 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。

ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了に関すること、上記②-ア- a又はbに関する資格又は主な経歴。なお、氏名については非公開可）

イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む）

ウ 第三者評価の手法

エ 守秘義務に関する規程

オ 倫理規程

カ 料金表

キ 評価事業の実績

④ 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

（2）第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱い

「都道府県推進組織に関するガイドライン」の「5. 第三者評価基準及び第三者評価の手法」及び「6. 第三者評価結果の取扱い」において定められた第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱いを満たすこと。

独自の評価基準の策定状況

- 何かしらの独自の評価基準を策定している都道府県は、23。
- サービス種別毎に見ると、最大で21県にて独自の評価基準が採用されている。
- 独自の評価基準は各県によって内容が異なるが、例えば、基準を追加しているもの、サービス種別毎に評価基準を策定しているもの、より詳細な評価基準としているもの、など、様々である。

区分	サービス種別	独自基準を使用している都道府県
34 高齢者	特別養護老人ホーム	20
	養護老人ホーム	19
	軽費老人ホーム	19
	訪問介護	19
	通所介護	20
	短期入所生活介護	11
	福祉用具貸与	8
	小規模多機能型居宅介護	7
	認知症対応型共同生活介護	5
障害者	居宅介護	17
	生活介護	20
	自立訓練（機能訓練）	19
	自立訓練（生活訓練）	19
	就労移行支援	19
	就労継続支援（A型）	19
	就労継続支援（B型）	20
	共同生活援助	21
	障害者施設支援（施設入所支援＋日中活動事業）	20
	多機能型	18

区分		サービス種別	独自基準を使用している都道府県
児童（障害児含む）	保育事業	保育所	21
		幼保連携型認定こども園	19
		地域型保育事業	15
	社会的養護	児童養護施設	5
		乳児院	5
		児童心理治療施設	4
		児童自立支援施設	4
		母子生活支援施設	5
		自立援助ホーム	4
		ファミリーホーム	2
			児童館
		放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	15
	障害児支援	児童発達支援センター	18
		児童発達支援	17
		放課後等デイサービス	17
		多機能型	17
障害児入所施設（福祉型）		19	
障害児入所施設（医療型）		18	
その他		女性自立支援施設	9
	保護施設	救護施設	16
		更生施設	5
		授産施設	5
		宿所提供施設	5

社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

- 社会的養護関係施設については、こどもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務づけることとした。
- 受審の義務化に伴い、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織が広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み	社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み
受審	任意	3年に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共有の第三者評価基準 ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
35 評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関（全国で有効） ただし、都道府県推進組織が認証した評価機関も可能（当該都府県内で有効）
認証要件	全国推進組織が策定した認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した認証要件を満たす	①都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関の要件 ・全国推進組織の行う直近の社会的養護評価調査者養成研修又は継続研修を修了した者の在席 ・更新時には、3か年事に6か所以上の実施実績と全国推進組織が行う研修を修了した者の在席 ②未認証の機関についての要件 ・①＋第三者評価機関認証ガイドラインに掲げる要件 ※都道府県推進組織が認証を行う場合（県内において有効な認証）の要件を満たす ・都道府県推進組織が定める認証要件を満たす ・都道府県推進組織の行う社会的養護関係施設評価調査者養成研修を修了した者が在席
研修	都道府県推進組織が評価調査者要請研修及び継続研修を行う	全国推進組織が社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び継続研修を行う
利用者調査	実施するよう努める	実施する
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については公表しない	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能。
自己評価	任意	毎年度行わなければならない

提案に対する一次回答

提案内容

- 福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている(※)社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行うこと。
※都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地も確保

一次回答

- 福祉サービス第三者評価事業については、福祉サービス第三者評価事業に関する指針に基づき、全国社会福祉協議会を全国推進組織とするとともに、都道府県に都道府県推進組織を設置して各都道府県における取組を推進することとしている。
- 評価機関の認証は都道府県推進組織が行っているが、その要件として、都道府県推進組織が行う研修の受講を課している。
- 福祉サービス第三者評価事業は、全国推進組織が示したガイドラインに基づき各都道府県推進組織が評価項目を定め、更に都道府県の状況等を勘案して、必要な場合には独自の評価項目を設定するなどしているが、各都道府県推進組織が行う研修では、これら都道府県推進組織が独自で定めた評価項目の内容も含まれるところ。
- 本事業の目的たる、サービスの質の向上、利用者の選択に資するという点を実現するためには、地域の実状に応じた取組は重要であることから、都道府県推進組織がその評価項目を定め、研修・認証を行う必要があると考えている。
- なお、社会的養護関係施設については、従来は、上記と同様の考え方に基づき都道府県推進組織が認証等を行っていたが、自己の生活の場を行政により決定される措置制度等であり、第三者評価の受審が義務づけられたこと、また、施設数が少なく、評価機関が県内の施設のみを評価対象とすると評価経験を蓄積することが出来ないという理由から、社会的養護関係施設第三者評価については全国統一の認証基準と研修を行こととなったところであり、施設数の多い福祉サービス第三者評価事業とはそもそも状況が異なる。
- ただし、福祉サービス第三者評価事業についても、都道府県によっては施設等の数が少なく、それに応じて認証機関や受審が少ない状況も生じていることは承知していることから、そうした都道府県における評価機関の認証・養成が進むよう、どのような見直しが可能かも含めて、検討してまいりたい。

こども家庭庁説明資料

こどもまんなか
こども家庭庁

重点21：児童扶養手当の算定における
公的年金等の控除の見直し
(こども家庭庁)

＜児童扶養手当給付費負担金＞ 令和7年度予算 1,530億円（1,493億円）

事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

事業の概要

＜支給対象者＞

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

＜支給要件＞

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

＜手当額（令和7年4月～）＞

- 月額
 - ・全部支給：46,690円 ・一部支給：46,680円～11,010円
 - ※令和6年度単価 全部支給：45,500円 一部支給：45,490円～10,740円
- 加算額（児童2人目以降1人につき）
 - ・全部支給：11,030円 ・一部支給：11,020円～5,520円
 - ※令和6年度単価 全部支給：10,750円 一部支給：10,740円～5,380円

＜所得制限限度額（収入ベース 前年の所得に基づき算定）＞

- 全部支給（2人世帯）：190万円 一部支給（2人世帯）：385万円

＜支給期月＞

- 1月、3月、5月、7月、9月、11月

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1／3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2／3

【受給者数】 789,521人（母749,718人、父36,585人、養育者3,218人）※令和6年3月

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

児童扶養手当と公的年金の併給について

最高裁判決（いわゆる堀木訴訟上告審判決）

（最大判昭和57年7月7日民集第36巻7号1235頁）〈抄〉

39 児童扶養手当は、もともと国民年金法六一条所定の母子福祉年金を補完する制度として設けられたものと見るのを相当とするのであり、児童の養育者に対する養育に伴う支出についての保障であることが明らかな児童手当法所定の児童手当とはその性格を異にし、受給者に対する所得保障である点において、前記母子福祉年金ひいては国民年金法所定の国民年金（公的年金）一般、したがってその一種である障害福祉年金と基本的に同一の性格を有するもの、と見るのがむしろ自然である。

そして、一般に、社会保障法制上、同一人に同一の性格を有する二以上の公的年金が支給されることとなるべき、いわゆる複数事故において、そのそれぞれの事故それ自体としては支給原因である稼得能力の喪失又は低下をもたらすものであつても、事故が二以上重なったからといつて稼得能力の喪失又は低下の程度が必ずしも事故の数に比例して増加するといえないことは明らかである。

児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し（平成26年12月～）

- 児童扶養手当と公的年金は、稼得能力の低下に対する所得保障という同一の性格を有しているため、公的年金を受給できる場合は、児童扶養手当を支給しないこととされていた。
- このため、児童扶養手当よりも低額の年金を受給できるために児童扶養手当を受給できないケースが生じていた。
- 今般、同一の性格を有する給付を2重に行うことを避けつつ、全く併給が行われないことを改善し、児童扶養手当の趣旨を達成する観点から、児童扶養手当法の一部が改正（※）され、受給者等の年金額が児童扶養手当額を下回る場合には、その差額分の手当を受給できることとなった（平成26年12月施行）。

※「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）

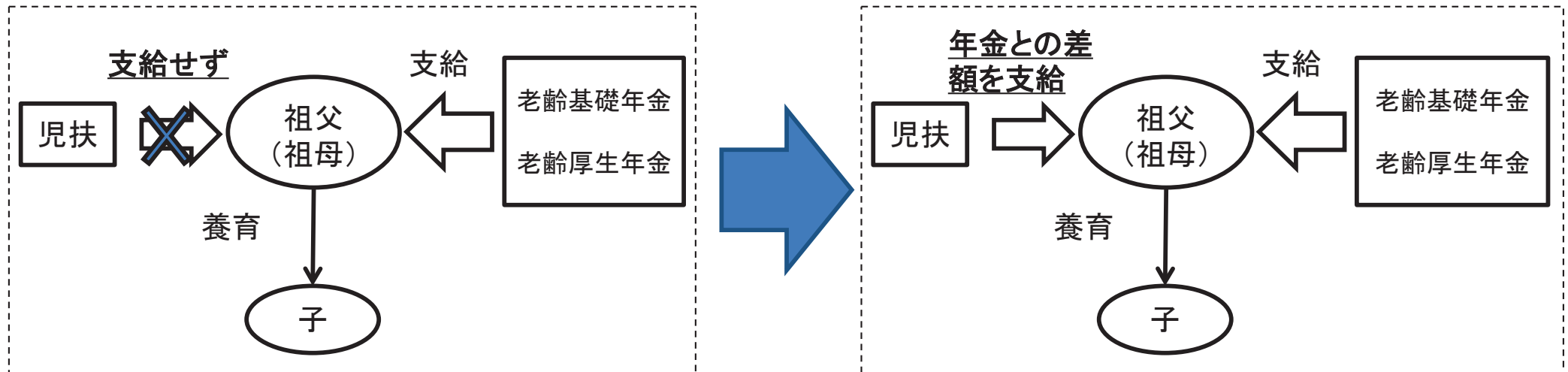
（差額支給の対象となる例）父母に監護されない児童を祖父母が養育する家庭

40

- 祖父（祖母）が受給する老齢年金が、加入年数や報酬額等により、児童扶養手当よりも低くなる場合

（改正前）

（改正後）



※ 上記の例の他、①妻が死亡した父子家庭で、父が遺族基礎年金の対象外（平成26年4月以降に死亡のケースは父に遺族基礎年金が支給される。）であるため、子に遺族厚生年金のみが支給されたが、亡母の報酬額等により支給年金額が低い場合、②離婚後に子が父から養育費を受け取っていた母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子に遺族厚生年金のみが支給されたが、亡父の報酬額等により支給年金額が低い場合などが考えられる。

児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し(令和3年3月～)

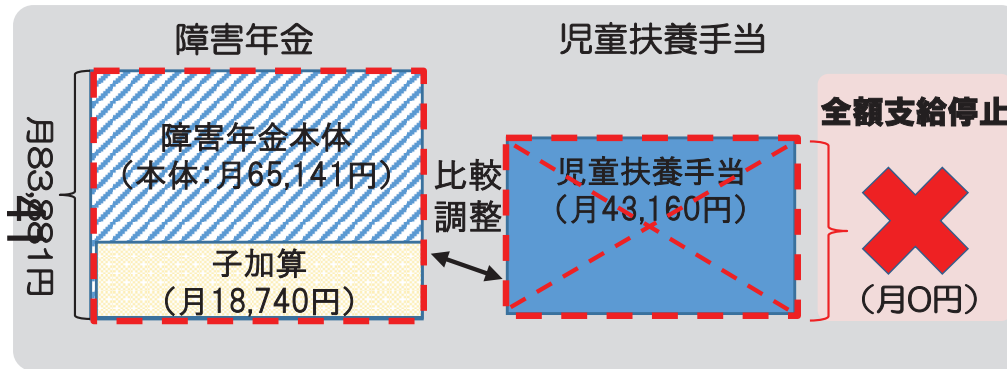
【見直しの趣旨】

- これまで、ひとり親の障害年金受給者は、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当を受給できなかったことから、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法を見直すことにより、ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるように見直しを行った。

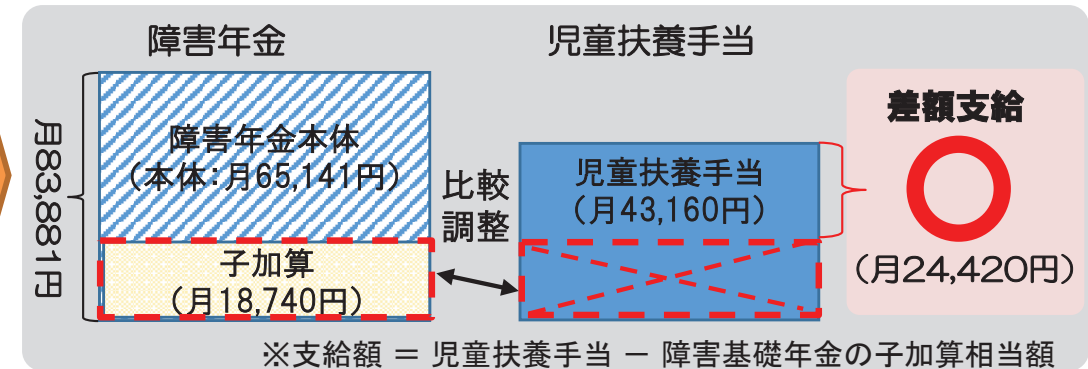
【見直し内容】(令和3(2021)年3月施行)

- 障害基礎年金の受給者について併給調整の方法を見直し、**児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給**することができるよう、児童扶養手当法を改正した。

現行 : 児童扶養手当が支給されない



見直し後 : 児童扶養手当が一部支給※される



※障害基礎年金受給中のひとり親(障害年金2級)と子どもが1人の場合

(参考)これまでの経緯

- ・昭和36年 児童扶養手当制度創設【母子福祉年金の補完的制度】
→離婚等による世帯の「稼得能力の低下に対する所得保障」。公的年金と同一の性格であり、原則併給不可。
- ・昭和60年 児童扶養手当法改正【福祉制度※へ見直し】 ※母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図る福祉制度
- 平成26年 児童扶養手当法改正【公的年金との併給調整の見直し】
→基本的な考え方は維持しつつ、受給者等の年金額が児童扶養手当額を下回る場合に、差額分の児童扶養手当を支給。

・指摘されていた課題

- 障害年金を受給しているひとり親家庭は、就労ができなくとも、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当が受給できなくなることから、障害年金と児童扶養手当の併給を可能とするべき。

(参考1) ひとり親の障害年金受給者の状況 (厚生労働省「平成26年年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」(特別集計))

働きたくても働けない割合: 54.3%、働いていても就労収入100万円以下の割合: 59.0%

(参考2) ひとり親の状況 (厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」)

就業状況: 81.8%(母子世帯)・85.4%(父子世帯)、平均年間収入: 243万円(母子世帯)・420万円(父子世帯)

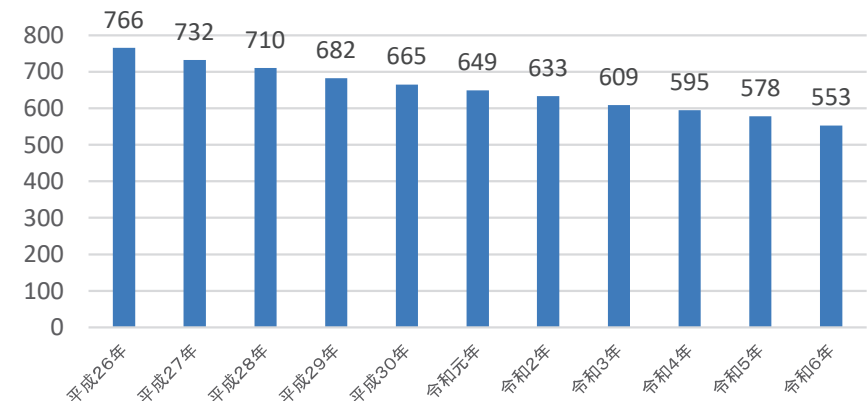
土地開発公社の概要

- 地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行うこと(「公有地の拡大の推進に関する法律」第10条第1項)を目的とした、地方公共団体の100%出資による法人。

➤公社数

令和6年4月1日現在の公社数は553(前年度から25減)
(都道府県33公社、指定都市5公社、市区町村515公社)

土地開発公社数の推移



➤主要業務

- ① 公有地先行取得事業・・・地方公共団体等の依頼に基づく公共用地等の先行取得及び地方公共団体等が再取得するまでの間の当該用地の管理
- ② 土地造成事業・・・・・・・土地開発公社が自ら行う住宅用地、工業用地、流通業務団地等の造成事業

【土地保有の状況(令和5年度末現在)】

保有土地総額: 6, 866億円

公有地先行取得事業用地: 5, 146億円

土地造成事業用地: 1, 721億円

うち5年以上保有: 2, 893億円

うち5年以上保有: 1, 308億円

令和7年地方分権改革に関する提案内容と第1次回答

【山梨県からの提案内容】（具体的な支障事例（一部抜粋））

公有地の拡大の推進に関する法律により、土地開発公社の解散において、「清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない」と規定がある。インターネット版官報の普及により、3回公告する必要性が感じられず、また、掲載までの2週間に、校正事務も発生し、地方公共団体の負担となっている。（中略）なお、会社法においては、会社解散時の債権者保護手続きとして、1回以上の官報公告となっている。（追加提案団体 茨城県、川崎市）

○公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号） 抄

（債権の申出の催告等）

第22条の8 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2～3（略）

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

＜本規定の考え方＞

債権者の利益を保護するとともに、清算事務をできるかぎり早期に結了するために、清算事務のうち債務の弁済に必要な手続きを定めたものである。法人の債権者は、必ずしも常に帳簿その他によって明らかであるとは限らないため、法人の解散の事実を広く債権者に知らせると同時に、一定の期間内にその債権の申出をなさしめ、これによってできるかぎり速やかにすべての債権者に公平な弁済をすることができるようにする一方、それにもかかわらず債権の申し出をしなかった債権者を清算より排斥することによって、清算事務がいたずらに遅延することを防止しようとしたものである。（新版注釈民法（2）（1991）参照）

【提案に対する第1次回答】

土地開発公社の解散にあたり必要な清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数については、インターネット版官報の普及等により既に会社法等の制度においては回数を1回とすることが認められていることも踏まえ、今後、支障事例の把握や他制度との比較を行いつつ検討する。

○会社法（平成17年法律第86号） 抄

（債権者に対する公告等）

第499条 清算株式会社は、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった後、遅滞なく、当該清算株式会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

＜本規定の考え方＞

公告回数について、平成17年改正前商法では、2ヶ月以内に少なくとも3回としていたが、各公告の間に設けるべき時間的間隔については規定がなかった。そのため、実務的には3回連続して公告をして済ませる例がほとんどであるといわれ、複数回の公告を義務付ける必要性・合理性に乏しく、また、官報がインターネットで検索可能となることなどを勘案し、公告が複数回行われることは重要ではなく、むしろ清算手続きの遅延を招くことが危惧された。会社法は、迅速・簡素な清算の実現という観点から、公告回数は1回で足りるとしている。（会社法コンメンタール12（2009）参照）

提案募集検討専門部会 説明資料(1R)

離島活性化交付金等事業計画の廃止等について

こども家庭庁、総務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、国土交通省
令和7年7月

地方からの提案事項

提案団体が求める措置の具体的内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

- ・ 離島振興法第7条の2で作成が規定されている「離島活性化交付金等事業計画」は、都道府県が定める離島振興計画に基づく事業又は事務を実施するための計画であり、離島振興計画とは別に作成を要しており、実質的に離島活性化交付金を活用する前提条件となっている。離島振興計画は5年毎に見直しをしているが、離島活性化交付金等事業計画は毎年度の新規事業の追加や廃止事業の除外、それに伴う事業所管課における更新事務等の負担が生じている。
- ・ さらに、離島活性化交付金を活用しようとする場合、各交付金等の要綱等に従い、別途、事業の詳細やKPI(数値目標)を設定した計画書等の作成が必要であり、離島活性化交付金等事業計画をそれらの計画書と別に運用する意義が薄い。
- ・ また、効率的・効果的な計画行政に向けた指針であるナビゲーション・ガイド(令和5年3月閣議決定)の趣旨からも見直しが必要である。



提案事項に対する検討内容

- ① 離島活性化交付金等事業計画の廃止
- ② 離島活性化交付金等事業計画の離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定

提案事項に対する検討①:離島活性化交付金等事業計画の廃止

～離島活性化交付金等事業計画の位置づけ～

離島振興法

- 離島振興法は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的(離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等)を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定。
- 昭和28年に10年の限時法として議員立法で制定。その後10年ごとに改正され、令和4年に令和15年3月31日までの延長等を内容とする改正がなされ、令和5年4月に施行。
- 離島振興法に基づき、77 地域(256 島 26 都道県 111 市町村)を離島振興対策実施地域として指定。

離島活性化交付金等事業計画の制度概要

離島振興計画(法第4条)

関係都道府県が、国が定めた離島振興基本方針に基づき、離島振興対策実施地域の振興について定めるもの。

46 離島活性化交付金等事業計画(法第7条の2～4関係)

法第7条の2

都道府県は、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するための計画(離島活性化交付金等事業計画)を作成できる。

(離島活性化交付金等事業計画の作成)

第七条の二 都道府県は、離島振興計画に基づく事業又は事務(以下「事業等」という。)のうち、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等(その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村その他の者(以下「離島関係市町村等」という。))が実施する離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を含む。)を実施するための計画(以下「離島活性化交付金等事業計画」という。)を作成することができる。

法第7条の3

国は、離島活性化交付金等事業計画に基づく事業に対して、交付金等を交付できる。

(交付金等の交付等)

第七条の三 (略)

2 国は、前項の都道府県又は離島関係市町村等に対し、同項の規定により提出された離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、それぞれの事業等ごとに、交付金又は補助金(以下「交付金等」という。)の交付を行うことができる。

法第7条の4

国は、毎年度、離島活性化交付金等事業計画に記載された事業等について公表する。

(離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等の公表)

第七条の四 国は、毎年度、離島活性化交付金等事業計画に記載された事業等(中略)で当該年度に実施するものについて、その内容を取りまとめ、公表するものとする。

⇒ 離島活性化交付金等事業計画に係る制度は、離島活性化に資するソフト施策を総合的かつ着実に推進することを担保

提案事項に対する検討①:離島活性化交付金等事業計画の廃止
～離島活性化交付金等事業計画の内容と国の支援措置～

- 離島活性化交付金等事業計画には、都道府県及び市町村等が実施する離島振興法施行令第4条第1項に規定された事業等を記載することができる。
- これらの事業等については、国(各事業所管大臣等)による支援制度があらかじめ明示されている。

離島活性化交付金等事業計画の記載事項

◎必須事項（法第7条の2第2項）		離島振興法施行令第4条第1項各号	
1	離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で政令で定めるものに関する事項	A	高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実に関する事業
2	計画期間	B	物資の流通の効率化に関する事業
✎努力義務事項（同第3項）		C	漁業の再生に関する事業
1	離島活性化交付金等事業計画の目標	D	雇用の拡充に関する事業
2	その他主務省令で定める事項	E	無医地区及びへき地における医療の確保に関する事業
		F	妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦が当該離島の区域外の病院、診療所等に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援に関する事業
		G	高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下この号において「高等学校等」という。）が設置されていない離島の区域（当該離島の区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、当該離島のうち一の市町村の区域に属する区域。以下この号において同じ。）内から当該離島の区域外に所在する高等学校等への通学又は当該高等学校等へ通学するための当該離島の区域外における居住に対する支援に関する事業
		H	離島と他の地域との間の交流の促進に関する事業
		I	防災対策の推進に関する事業（国土保全施設の整備を除く。）
		J	離島の振興に寄与する人材の確保に関する事業
		K	前各号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業等を所管する大臣と協議して指定する事業等

離島の活性化に資する事業等について適用される国の支援措置等

A	無線システム普及支援事業費等補助金のうち無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業） 無線システム普及支援事業費等補助金のうち無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）
B	離島活性化交付金のうち一部事業 社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業
C	離島漁業再生支援交付金
D	離島活性化交付金のうち一部事業 社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業
E	離島活性化交付金のうち一部事業 医療施設運営費等補助金のうち一部事業 医療施設等設備整備費補助金のうち一部事業 医療施設等施設整備費補助金のうち一部事業
F	離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援に係る地方財政措置
G	へき地児童生徒援助費等補助金のうち離島高校生修学支援事業
H	離島活性化交付金のうち一部事業 社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業
I	離島活性化交付金のうち一部事業 社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業
J	離島活性化交付金のうち一部事業 社会資本整備総合交付金のうち離島広域活性化事業
K	（今後必要に応じて事業等を検討）

提案事項に対する検討①:離島活性化交付金等事業計画の廃止
～離島活性化交付金等事業計画の記載事項（例:長崎県）～

○ 離島活性化交付金等事業計画の記載事項は、都道府県の離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を示すために必要となる、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業、計画期間及び目標等、最小限の内容としている。

◆ 離島活性化交付金等事業計画

都道府県名	対象指定地域数: 7 地域	対象離島数: 51 島	対馬島(対馬島、海楽島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島)、 老岐島(老岐島、若宮島、原島、長島、大島)、 平戸諸島(黒島、青島、飛島、大島、度島、高島、宇久島、寺島、高島、黒島、六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島、斑島)、 五島列島(中通島、頭ヶ島、桐ノ小島、若松島、日ノ島、有福島、漁生浦島、奈留島、荻島、久賀島、蔵小島、梶島、福江島、赤島、黄島、黒島、島山島、嵯峨島)、 壱ノ浦大島(江島、平島)、 松島(松島、池島)、 高島(高島)
長崎県			

対象指定 地域	対象離島	市町村	計画期間	目標	離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で政令で定めるものに関する事項	
					政令で定める 事業等 (別紙1参照)	離島振興計画に基づく事業等の内容
48	対馬島 海楽島 泊島 赤島 沖ノ島 島山島	対馬市	5年 (R5～R9)	対馬島地域では、「自立と循環の島 対馬」を目指し、「ひとづくり」、「なりわいづくり」、「つながりづくり」、「ふるさとづくり」の4つの挑戦により、「みんなが主役になる希望の島」、「地域経済が潤い続ける島」、「支え合いで自立した島」、「自然と暮らしが共存する島」を目指す。 流通コストの低減、漁業就業者数の維持、木材加工品の島外出荷量の増加による素材生産量全体の増加、新生産量の増加、水産加工品の移出量の増加、へき地診療所の運営維持と医療体制の充実、妊婦の心身及び経済的負担等の軽減、歴史・自然を活用した観光とコアなファンの獲得、特産品・住まい・職業などの情報発信の機会の増、旅行商品の造成、スポーツ・文化芸術合宿等誘致、若者の定住促進による人口減少の抑制、新商品の開発、地域間コミュニティ・地域間の交流の連携及び限界集落の維持、新規雇用の創出、離島留学の実施、SDGs人材育成・スタディーツアー等による交流人口・関係人口の拡大と防災機能強化による安心安全なまちづくりを目指す。 ワーケーション等に係る経費への支援、現地視察経費への支援を行い、離島への拠点立地につなげ、定住促進を図る。 居住地・年代にかかわらず新たなチャレンジができるしまづくりを目指し、有人国境離島関連施策等を積極的に活用しながら、官民が連携した起業家へのサポート体制の構築を図るとともに、島外の起業家等を対象としたビジネスコンテストを開催することで、雇用の場の創出及び地域課題の解決に寄与し、子育て世代を中心とした移住・定住の促進につなげる。	C	漁業者による藻場の保全活動等を支援する事業 「漁業集落の自主的な活動(種苗放流・藻場の維持管理・有害魚の駆除等、新漁法導入のための現地視察や試験操業等の実施、未・低利用資源を利用した水産加工品の商品化等)に対して支援する。」
					D	輸送コストへの支援を行い、産業の活性化を図る事業 「本土まで移出する際の海上輸送にかかる経費を補助する。」 「本土から移入する際の海上輸送にかかる経費を補助する。」
						企業誘致等促進に関する事業 「地理的な不利に比較的に左右されないIT企業のサテライトオフィス等の立地を促進する。」
						雇用の拡充に関する事業 「離島の特性に応じた産業の活性化により雇用・就業の場を確保する。」
					E	医療の確保に関する事業 「離島を含むへき地の保健医療の推進を図るため、へき地医療拠点病院やへき地診療所に対する設備整備や運営費の補助等の支援により、その相互の連携を図るとともに、地域の実情把握に努めながら、医療提供体制の充実を図る。」

提案事項に対する検討①:離島活性化交付金等事業計画の廃止 ～離島活性化交付金等事業計画に対する立法府の意思～

- 離島活性化交付金等事業計画は、平成24年の離島振興法の改正(議員立法)により創設された。
- これまでのハード施策中心の離島振興に加えて、ソフト施策の充実を図るために、離島活性化交付金等事業計画の規定を新たに設けることで、施策の総合的かつ着実な推進を図ろうとするものである。

※当時の議論

【第180回国会 衆議院 国土交通委員会会議録 第9号 平成24年6月15日】

＜離島振興法改正の理由について＞

離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、離島の厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図るため、離島振興法の有効期限を十年延長するとともに、目的規定を整備し、離島の振興のための施策についての基本理念及び国の責務に係る規定並びに離島活性化交付金等の交付に係る規定を定め、医療、介護サービス、交通、産業、教育その他の分野におけるソフト施策の充実を図る等の必要性がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【第180回国会 参議院 国土交通委員会会議録 第7号 平成24年6月19日】

＜離島活性化交付金等事業計画を規定した趣旨＞

○衆議院議員(打越あかし君)

先ほども申し上げたように、今般の離島振興法改正においては、ハード面に加えてソフト施策の充実というものを一番大きな看板にして改正をしたところであります。

このソフト面での対策の着実な推進を行うために都道府県は離島活性化交付金等事業計画を作成することができることとして、国は、この計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、当該都道府県又は離島関係市町村に対して交付金又は補助金を交付することができることとしています。

そしてまた、この交付金の交付等の対象になる事業は今後改めて政令で定めることになっておりますが、この事業は、離島漁業再生支援交付金等を始めとした従来の事業に加えて、今年から始まっております離島流通効率化事業あるいは離島高校生修学支援事業といった事業を恒久化すること、あるいはさらに、今後、妊婦の出産、通院の支援等々、そういったものも盛り込まれることを期待しております。

さらには、各地域、それぞれ島ごとに地域の事情、島の事情があります。その事情に即した定住に資するような様々な知恵やアイデア、提案がこの事業計画に盛り込まれることと期待をしているところであります。

こういったことによって、離島の活性化に資するソフト施策を総合的に、かつ着実に推進することによって離島の定住化を進めていきたい、そのように考えております。

提案事項に対する検討①:離島活性化交付金等事業計画の廃止

～検討結果～

提案団体が求める措置の具体的内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。



関係省庁による検討内容

- 50
- ① **離島活性化交付金等事業計画の廃止**
 - ② 離島活性化交付金等事業計画の離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定

検討結果①

- 都道府県は、離島活性化交付金等事業計画にて離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を明らかにしている。
- 離島活性化交付金等事業計画に基づく事業の実施に対して、国が交付金等を交付できる旨を規定している。
- 離島活性化交付金等事業計画は、平成24年の議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に、立法府の意思として規定された。

⇒ **離島振興施策の総合的かつ着実な推進を担保しているため、離島活性化交付金等事業計画を廃止することはできない。**

提案事項に対する検討②:離島活性化交付金等事業計画の一体的策定

～離島活性化交付金等事業計画と関係省庁の要綱等に基づく事業計画について～

- 離島活性化交付金等事業計画は、都道府県が作成し、都道府県ごとの離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を明らかにするものであり、事業費等の各事業に関する詳細を記載するものではない。

○ 交付金等の交付を受けようとするときは、別途、事業ごとに各事業所管省庁が定める要綱等に基づいて申請が必要となる。

○ これは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、各事業所管省庁が適正な審査をする必要があり、そのためにはそれぞれの事業に応じた内容の確認が求められるからである。

	離島活性化交付金等事業計画	関係省庁の要綱等に基づく事業計画書 (交付金等の申請に必要な書類)
根拠法令	離島振興法	各省庁で定めた要綱等 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)
目的	離島振興計画に基づく事業又は事務のうち、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するため。	個別の事業内容が、各省庁で定めた要綱等に基づき、交付金等の不正な使用の防止等の観点から審査するため。
作成主体	都道府県	事業主体(都道府県・市町村等)
主な記載内容	・計画期間 ・目標 等	・個別事業の目的及び内容 ・要する経費及び積算内容 等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律【抜粋】

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

提案事項に対する検討②:離島活性化交付金等事業計画の一体的策定

～関係省庁の要綱等に基づく事業計画(交付金等の申請に必要な書類)の記載事項～

○ 離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等に係る交付金等の申請について、それぞれの要綱等に基づく事業計画書(交付金等の申請に必要な書類)の記載事項は以下のようになっており、いずれも事業の内容に応じて必要な内容となっている。

交付金・補助金等	所管省庁	記載事項
無線システム普及支援事業費等補助金	総務省	設備内容、収支予算 等
へき地児童生徒援助費等補助金	文部科学省	補助対象生徒数、積算内訳 等
医療施設運営費等補助金	厚生労働省	実施予定地域・病院・診療所、収支予算、積算内訳 等
医療施設等設備整備費補助金	厚生労働省	施工内容・期間、収支予算、積算内訳 等
医療施設等施設整備費補助金	厚生労働省	設備内容、収支予算、積算内訳 等
離島漁業再生支援交付金	農林水産省	対象漁業集落数、新規就業者数、積算内訳 等
離島活性化交付金	国土交通省	目的、事業概要、成果目標、KPI、収支予算、経費の配分、積算内訳 等
社会資本整備総合交付金 (離島広域活性化事業)	国土交通省	事業概要図面 等

提案事項に対する検討②:離島活性化交付金等事業計画の一体的策定
～関係省庁の要綱等に基づく事業計画の例（離島活性化交付金）～

- 例えば、国土交通省所管の離島活性化交付金の申請には、事業ごとに事業の内容や経費の記載を求めているが、これらは交付対象としての適否や公正な予算執行等について確認するもので、交付金の適正な交付を判断するために必要な情報である。
- なお、目的等の定性的な記載については、離島活性化交付金等事業計画の目標等の記載から必要に応じて転記・引用することは差し支えなく、作成事務の合理化をすることは現行制度上も可能である。

離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画書(記載例)

事業内容の詳細な確認に必要。

1事業名	
2事業の種類	(定住促進事業)(交流促進事業)の別
3事業の目的	
53	(各事業共通) 事業実施区域の所在地、島名 事業実施主体 事業の実施場所 事業の実施期間(工期) (定住促進事業) 戦略産業育成方針 活性化対象品目 産業活性化のための取組み内容 (戦略産品の取組み内容、輸送費支援の内容、企業誘致・創業支援の内容) 定住誘引の内容、方法 デジタル技術等新技術導入の内容、方法(備品を導入する場合、その必要性及び使用方法等の具体的内容) 小規模離島等生活環境改善の内容、方法(日常的な生活環境に生じている具体的な支障内容並びに備品を導入する場合、その必要性及び使用方法等の具体的内容) 要件への適合状況
4事業の概要	

6事業の成果目標等

(1)成果目標の達成に向けた工程	
(2)成果目標及び達成目標年度	
(3)成果目標の確認方法	

9経費の配分(変更または実績)

(1)経費の総括

交付金の適正な支出の確認に必要。

年度	事業項目	全体事業費 (A+B+C+D+E)	総事業費 (A+B+C+D)	負担区分				補助対象外経費 (E)
				国庫補助金 (A)	都道県負担額 (B)	市町村負担額 (C)	民間団体負担額 (D)	
○年度・第一年度	I.定住促進事業 II.交流促進事業 合計							
・								
・								
(必要に応じて追加すること)								

別表1

(2)支出の部

(単位:円)

区分	経費区分	事業内容	
		金額	内訳
うち補助対象事業	賃金		
	報償費		
	旅費		
	・		
	・		

9

～検討結果～

提案団体が求める措置の具体的内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。



関係省庁による検討内容

- ① 離島活性化交付金等事業計画の廃止
- ② 離島活性化交付金等事業計画の離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定

54

検討結果②

- 離島振興法に基づく離島活性化交付金等事業計画は、都道府県が作成し、都道府県ごとの離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を明らかにするものである。
- 一方で、実際に交付金等を交付するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用になる。
- 事業主体である都道府県又は市町村等が交付金等の申請のために作成する計画書等の書類は、事業所管大臣が、交付金等の不正な使用の防止等の観点から、交付金交付要綱に基づき、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等を把握するものであり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要不可欠な書類である。

⇒ 離島活性化交付金等事業計画と交付金等の申請時に作成する事業計画書は、**双方の性格が大きく異なり、また作成主体も異なることから、一体的作成は実務上難しいもの**と考える。
しかし、双方の作成に際しては、**必要に応じて記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化が、現行制度上も可能**である。

重点事項番号32

55

導入促進基本計画の策定の廃止等

2025年7月4日

中小企業庁

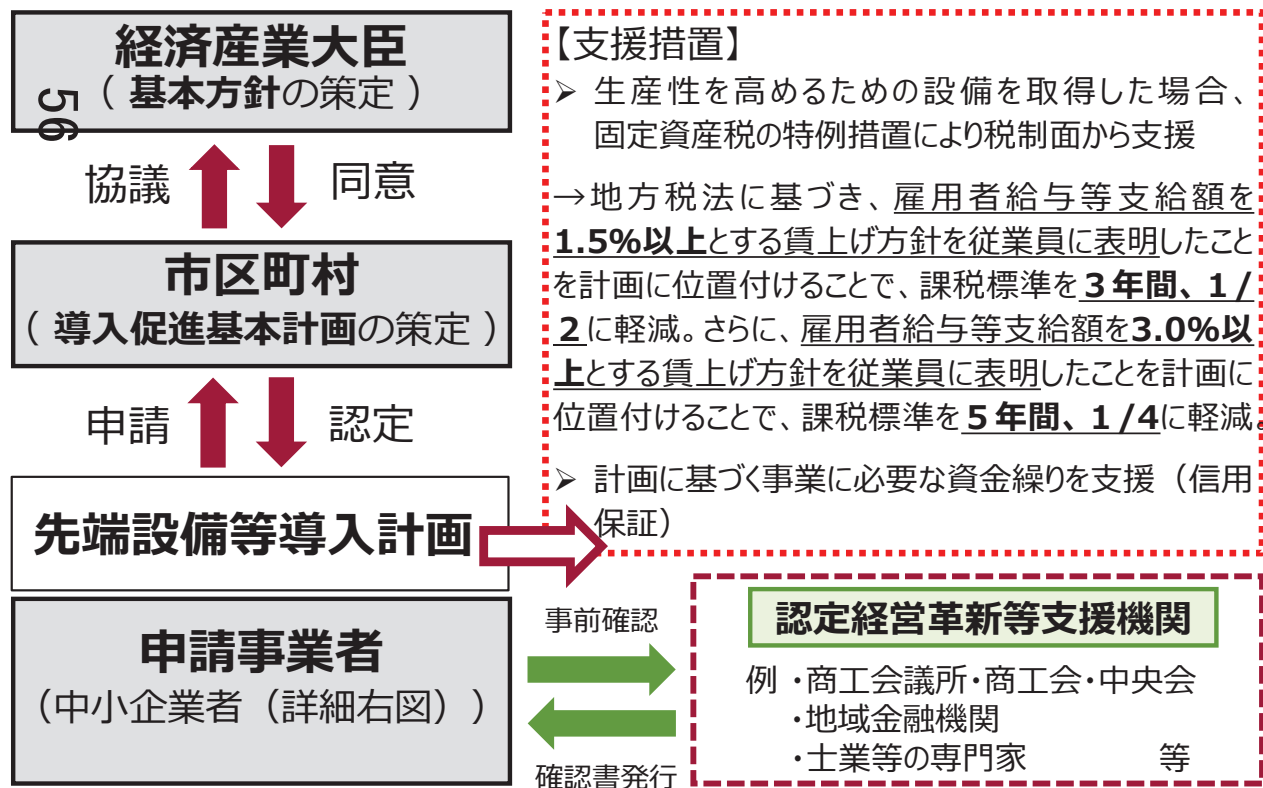
経営支援部 経営支援課

重点32: 導入促進基本計画の策定の廃止等
(経済産業省)

先端設備等導入計画の認定制度の概要

- 「先端設備等導入計画」は、中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画。（労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれることが要件）
- この計画は、設備の導入先となる市区町村が「導入促進基本計画」を策定している場合に、当該市区町村から中小企業が認定を受けることが可能。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができる。

～先端設備等導入計画のスキーム～



～計画認定の対象者「中小企業者」～

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業 又は 情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

* 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますので、ご注意ください。

令和7年度地方分権提案の概要とその対応方針

- 事業者が先端設備等を導入することで受けることができる優遇措置等の制度は維持しつつ、市区町村が作成する導入促進基本計画について、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨に沿って簡略化又は廃止すること。

※具体的な支障事例・・・導入促進基本計画により事業者が享受できる優遇措置の内容については、市区町村による裁量がなく（地方税法による固定資産税の軽減措置など）、同計画が形骸化している。計画の管理（更新作業）に労力が必要なことと、事業者においては国の制度以外に市区町村の計画も把握する必要があり、情報が煩雑となっている。）

- 57 ○中小企業者の先端設備等の導入を促進していくためには、地域の実情や地域独自の産業政策も踏まえつつ、市町村によるイニシアティブの下で効果的な取組が推進されることが必要。このため、市町村が定める導入促進基本計画については、**市町村が地域の状況、特色等に鑑み、導入を促進する先端設備等の種類並びに導入する地域、業種、事業等を限定することを可能**としており、実際、多数の自治体において、その裁量のもと、地域の状況等を踏まえ先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成していると承知。
- 導入促進基本計画は、**固定資産税の特例措置に係る制度を構成するものであり、中小企業等経営強化法に基づく法定計画**であることから既存の計画等との**統廃合や廃止は困難**。また、市町村において当該特例措置の活用が想定される場合は、同計画の計画期間は当該特例措置の期間と一致している必要があることから、**当該特例措置の期間を超える期間の計画を定めることは困難**。
- なお、事業者の作成する先端設備等導入促進計画の認定要件等を明確化するため、同法において、先端設備等の導入の促進の目標、種類、導入の促進の内容に関する事項、計画期間など、市町村による導入促進基本計画の作成に必要な最低限の事項を定めており、**記載事項のこれ以上の簡素化は困難**であるものの、**市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示す**など、**市町村の事務負担の軽減につながる方策について**検討してまいりたい。

※中小企業等の経営強化に関する基本方針 第6の2の1、第6の2の2

(参考) 関連条文等

中小企業等経営強化法

(導入促進基本計画)

第四十九条 **市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画（以下「導入促進基本計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。**

2 **導入促進基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。**

- 一 先端設備等の導入の促進の目標
 - 二 先端設備等の種類
 - 三 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
 - 四 計画期間
 - 五 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
- (略)

中小企業等の経営強化に関する基本方針

第6 中小企業の先端設備等の導入の促進

1 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

一 先端設備等の導入の促進の目標

58 先端設備等の導入の促進の目標の設定に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が自らの先端設備等の導入の促進の目標、市町村内の生産性の向上を図る方法の概略を記載することとする。地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等を分析した上で、先端設備等の導入の目標とともに、市町村内の生産性の向上を図る方法の概略を記載することとする。

二 経営指標

(中略)

2 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

一 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、**市町村は、導入を促進する先端設備等の種類について、先端設備等の種類の全てを設定することを可能とする。**また、**地域の状況、特色等に鑑み、先端設備等の種類を限定することも可能とする。**なお、市町村は、先端設備等の種類を限定する場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

二 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

中小企業者による幅広い取組を促すため、**市町村が導入を促進する先端設備等については、市町村内における全ての地域、業種、事業等を対象とすることを可能とする。**また、市町村が**地域の状況、特色等に鑑み、地域、業種、事業等を限定し、重点的に支援する分野を定めることも可能とする。**なお、市町村が重点的に支援する分野を定める場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

また、中小企業者における取組については、市町村の枠を超え、海外市場等を見据えた連携その他の多様な事業活動についても含むことができるものとする。

三 導入促進基本計画の期間

導入促進基本計画の期間は、原則二年間とする。ただし、市町村が、地域の状況、特色等に鑑み、二年間より短い期間とすることは可能とする。なお、市町村が二年間より短い期間とする場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

四 先端設備等導入計画の期間

先端設備等導入計画の期間は三年間ないし五年間とする。

3 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(略)